

# 令和7年度任用 勝浦町会計年度任用職員登録者募集案内

## (看護助手)

### 1 募集受付期間

令和7年10月20日(月)～令和7年11月10日(月)

※必要人員に達しない場合、受付期間終了後も随時、申込みを受付けます。

### 2 選考資格

#### 次のいずれにも該当しない人

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 勝浦町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 募集職種、職務の内容及び募集人員等

- (1) 職種 看護助手
- (2) 職務の内容 看護業務の補助
- (3) 募集人数
  - ア フルタイム 若干名
  - イ パートタイム 若干名

(4) **就業場所** 国民健康保険勝浦病院（勝浦町大字棚野字鴻畑13番地2）

(5) **その他** 可能であれば普通自動車運転免許を有する人（就業後の取得も可）

#### 4 選考の日時、選考場及び選考方法

(1) **選考日時** 申込後随時

(2) **選考場所** 国民健康保険勝浦病院

(3) **選考方法** 書類選考及び面接

※選考案内通知時に、日時等をお知らせします。

#### 5 応募手続

##### (1) 申込用紙

###### ①直接取りにくる場合

受付期間内の執務日の午前8時30分から午後5時までに勝浦病院事務局までお受け取りください。

###### ②勝浦町ホームページからダウンロードする場合

勝浦町ホームページ(<https://www.town.katsuura.lg.jp/>)の「採用情報・募集」からダウンロードしてください。



##### (2) 申込方法

①直接持参する場合は、受付期間内の営業日（月曜日から金曜日）の午前8時30

分から午後5時までに受験申込先へ提出してください。

- ②郵便による申込みの場合は、封筒の表に「会計年度任用職員登録申込」と朱書きし、「一般書留郵便」により受検申込先までお送りください。なお、受付期間中に到達したものに限り受け付けます。

### (3) 受験申込先

〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑 13 番地 2

勝浦町病院事務局

### (4) 提出書類

- ①勝浦町会計年度任用職員登録申込書（令和7年度登録） 1部

### (5) 選考案内

申込書到着後に選考案内を連絡します。申込書発送1週間後までに連絡がない場合は、勝浦病院事務局（TEL0885-42-2555）へ連絡してください。

### (6) その他

提出書類の返却はいたしません。また、選考及び任用に際して取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に管理し、選考及び任用に関する事務以外の目的で使用されることはありません。

## 6 選考結果等

選考結果は文書で通知します。

合格者は会計年度任用職員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登録されま

す。登録者の中から、成績上位の人から順次就労確認を行い任用となります。

候補者名簿登録の有効期間は、登録日から令和 8 年 3 月 3 1 日までです。連絡のない方は、任用されないこととなりますが、後日に欠員が出た場合などに就労確認の連絡をする場合があります。（連絡が任用の数日前となる場合もありますが、御了承ください。）

※資格が必要な職種における資格取得見込者の人で、任用までに資格取得が確認できなかった場合は、任用となりません。

## 7 勤務条件

「フルタイム任用」と「パートタイム任用」により異なります。フルタイム、パートタイムの希望は申込時に選択していただきます。

### 7-1 フルタイム

#### (1) 任用期間

選考により採用される方の任用期間は、採用日から令和 8 年 3 月 3 1 日までを予定しています。

#### (2) 条件付採用

地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後 1 カ月を良好な成績で勤務した場合に会計年度任用職員として正式採用となります。

#### (3) 勤務日

週 5 日（シフト制）

週休日 週休2日制

※休日日数は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日数と同じ

#### **(4) 勤務時間**

週38時間45分

#### **(5) 給与**

月額 183,500円から

注記1：その職歴に応じて、給与（報酬）月額を決定します。

注記2：今後の給与改定の状況によって、支給額が変更されることがあります。

#### **(6) 各種手当**

給与関係の条例、規則等の定めるところにより、条件を満たす場合は、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当・勤勉手当等が支給されます。

#### **(7) 休暇等**

①任用期間や勤務日数等に応じて年次休暇を付与されるほか、夏季休暇、忌引休暇、介護休暇などの特別休暇があります。※勤務条件によって付与や日数は異なります。

②条件を満たす場合は、育児休業を取得できます。

#### **(8) 保険**

共済組合（短期給付、福祉事業）、厚生年金（注記3）及び雇用保険（注記4）に加入していただきます。

注記3：1年目:日本年金機構、2年目以降：共済組合（長期給付）

注記4：6月を超えた時点で資格喪失し、退職手当制度の対象となります。

## **(9) 災害補償**

労働者災害補償保険が適用されます。（連続する通算任期が、1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます。

## **(10) 服務**

地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限）

## **(11) 再度の任用**

一会計年度終了後、地方公務員法に定める平等取扱いの原則及び成績主義に基づき、人事評価結果等により、公募によらず再度任用される場合があります。

## **(12) その他**

健康診断、人事評価あり

## **7-2 パートタイム**

### **(1) 任用期間**

選考により採用される方の任用期間は、採用日から令和8年3月31日までを予定しています。※不定期を希望する場合も、相談に応じます。

### **(2) 条件付採用**

地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月を良好な成績で勤務した場合に会計年度任用職員として正式採用となります。

### (3) 勤務日

週5日（シフト制）以下又は未滿

週休日 週休2日制

※勤務日等相談に応じます。

### (4) 勤務時間

週38時間45分 未滿 ※勤務時間数相談に応じます。

### (5) 給与

時給 1, 127円から

日額 8, 738円から※1日7時間45分勤務の場合

注記5：その職歴に応じて、給与（報酬）月額を決定します。

注記6：今後の給与改定の状況によって、支給額が変更されることがあります。

### (6) 各種手当

給与関係の条例、規則等の定めるところにより、条件を満たす場合は、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当・勤勉手当等が支給されます。

### (7) 休暇等

①任用期間や勤務日数等に応じて年次休暇を付与されるほか、夏季休暇、忌引休暇、介護休暇などの特別休暇があります。※勤務条件によって付与や日数は異なります。

②条件を満たす場合は、育児休業を取得できます。

## **(8) 保険**

共済組合（短期給付、福祉事業）、厚生年金及び雇用保険に加入していただきます。

注記7：勤務時間、給与の額、任用期間が条件を満たさない場合、加入や制度対象とならない場合があります。その場合は、国民年金や国民健康保険に加入することになります。

## **(9) 災害補償**

労働者災害補償保険

## **(10) 服務**

地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）

注記8：営利企業への従事等の制限はありませんが、報告してください。

## **(11) 再度の任用**

一会計年度終了後、地方公務員法に定める平等取扱いの原則及び成績主義に基づき、人事評価結果等により、公募によらず再度任用される場合があります。

## **(12) その他**

健康診断、人事評価あり

注記9：任用開始日や任用期間、勤務時間により対象とならない場合があります。

**【募集に関する問合せ先】**

〒771-4306

徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑 13 番地 2

国民健康保険勝浦病院 事務局

電話 0885-42-2555 (代表)

IP 電話 050-3438-7441

電子メール [byouin@town.katsuura.i-tokushima.jp](mailto:byouin@town.katsuura.i-tokushima.jp)